

平成30年4月24日
自動車局整備課

三菱ロジスネクスト株式会社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から三菱ロジスネクスト株式会社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

今般、三菱ロジスネクスト株式会社より、少なくとも平成28年3月以降、255台のフォークリフトについて、道路運送車両法第78条に基づく自動車分解整備事業の認証を受けていない全国56事業場(子会社の販売会社)において、道路運送車両法第49条で規定されたブレーキドラムを分解するなどの分解整備作業を実施していた旨報告がありました。なお、同社によれば、これらの作業に起因する不具合の報告はを受けていないとのこと。

このため、本日、国土交通省より三菱ロジスネクスト株式会社に対し、次の事項について実施するとともに、平成30年6月30日までに報告するよう指示しました。

また、大型特殊自動車メーカー関係団体に対し、適切な分解整備を実施する旨を傘下会員に周知するよう指示しました。

1. 認証を受けていない事業場で分解整備作業をした自動車について、速やかに認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない事業場については、認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

※ フォークリフトのうち、「大型特殊自動車」に該当するものについて分解整備を事業として営む場合には、道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証が必要。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 田辺、成澤

代表：03-5253-8111（内線42423）

直通：03-5253-8600

(参考)

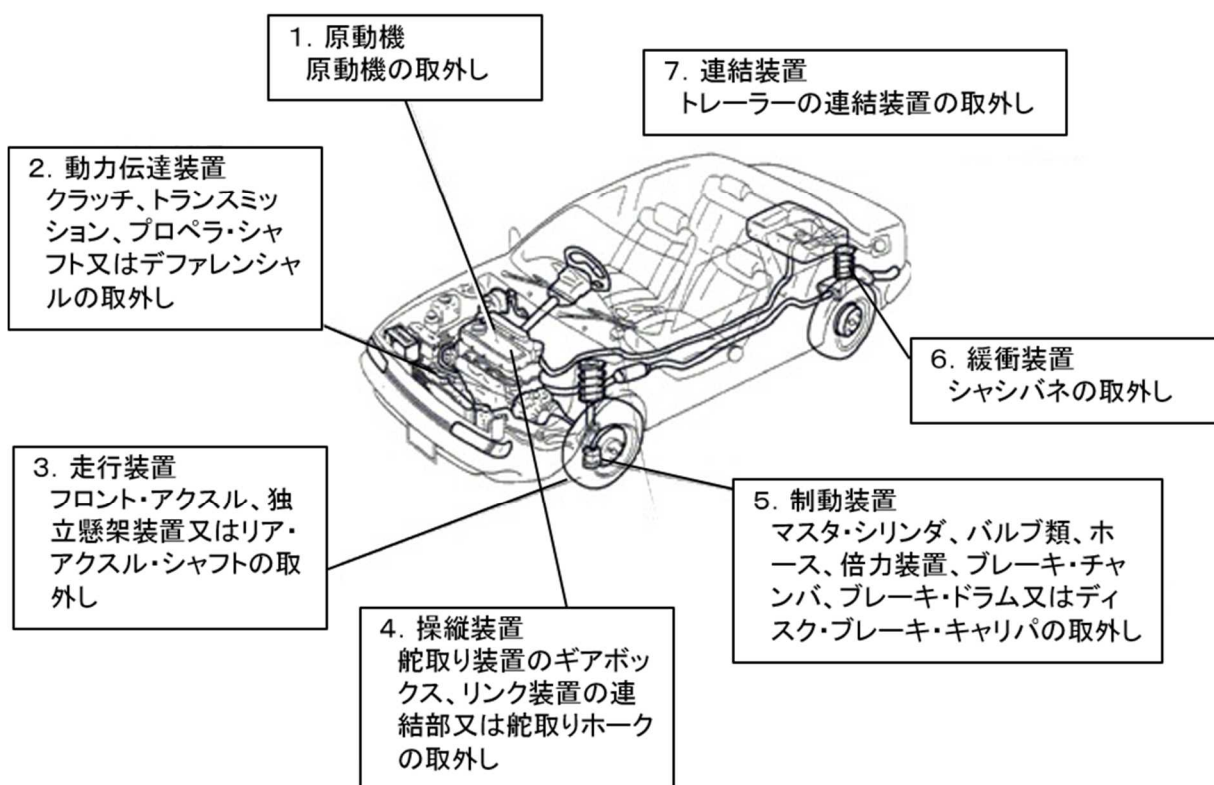
「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第 49 条に規定)

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。(道路運送車両法第 78 条に規定)

国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第 3 条] (分解整備の定義)

分解整備の例



国 自 整 第 3 7 号
平成30年4月24日

三菱ロジスネクスト株式会社
代表取締役社長 御子神 隆 殿

国土交通省自動車局整備課長

不適切な分解整備作業に係る業務改善指示について

今般、貴社の子会社である販売会社において、労働安全衛生規則第151条の21、同規則第151条の22及び同規則第151条の24に基づく自主検査を実施する際、道路運送車両法第49条で規定されている分解整備作業を同法第78条に規定している分解整備事業の国の認証を受けていない販売会社の販売店で実施されていたことが判明した。

このことは、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する国の認証を受けた整備事業者（以下「認証工場」という。）が分解整備を行うことによって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的に反するものであり、遺憾である。

については、下記のとおり指示するのでその実施状況について、平成30年6月30日までに文書で報告されたい。

記

1. これまで認証を受けていない販売会社で分解整備作業をした自動車について、速やかに認証工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売会社については、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解を伴う整備作業は必ず認証工場に外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

国自整第38号
平成30年4月24日

一般社団法人 日本産業車両協会会長 殿
一般社団法人 日本農業機械工業会会長 殿
一般社団法人 日本建設機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

分解整備作業の適切な実施について

今般、大型特殊自動車の販売会社において、道路運送車両法第49条で規定されている分解整備作業を同法第78条に規定している分解整備事業の国の認証を受けていない販売会社の販売店で実施されていたことが判明しました。

このことは、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する国の認証を受けた整備事業者（以下「認証工場」という。）が分解整備を行うことによって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的に反するものです。

つきましては、貴会の傘下会員に対し、下記について周知をお願いいたします。

記

1. 同法第78条に規定している分解整備事業の国の認証を受けていない販売会社において、道路運送車両法第49条で規定されている分解整備作業は実施しないこと。
2. 分解整備作業を実施する場合は、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解整備作業は必ず認証工場に外注させること。